

【小田原市民向け】新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策（まとめ）（令和2年9月15日現在）

給付金等

すべての方	特別定額給付金	【対 象】住民基本台帳に記録されているすべての方 【支給額】 <u>1人あたり10万円</u> ※申請期限は9月1日	小田原市 特別定額給付金コールセンター 0465-20-6150（平日 9:00~17:15）
市内に在住、在勤、在学する方	プレミアム付商品券事業 「おだわら梅丸商品券」 <b>市独自</b>	商品券は予約販売制です。10月1日（木）から31日（土）までに予約していただく必要があります。（1人3冊まで） ※ <b>応募多数の場合は、抽選</b> とします 【対 象】市内に在住、在勤、在学する方 【販売価格】1冊 13,000円分を10,000円で販売	小田原市 商業振興課 0465-33-1511
子育て世帯の方	3か月分の給食費無償化 <b>市独自</b>	【対 象】市立小・中学校すべての児童・生徒 【内 容】 <u>学校給食費3か月分（7・8・9月分）を無償</u> とします ※ <u>手続不要</u> （7、8、9月分の口座引き落としを実施しません）	小田原市 学校安全課 0465-33-1694
	子育て世帯への臨時特別給付金	【対 象】令和2年4月分（3月分含む）の児童手当を受給する方 【支給額】 <u>対象児童1人につき1万円</u> ※ <u>申請不要</u> （公務員は居住市町村での申請が必要です）	小田原市 子育て政策課 0465-33-1453
	子育て世帯への応援券 （商品券）の交付 <b>市独自</b>	【対 象】18歳以下（2002年4月2日以降の生まれ）の子どもがいる世帯の世帯主 【交付方法】 <u>18歳以下の子ども1人につき1万円分の応援券（商品券）</u> を、世帯主あてに郵送します。 ※ <u>申請不要</u>	
ひとり親家庭等の児童扶養手当を受給されている方	児童扶養手当受給者への特別定額給付金 <b>市独自</b>	令和2年4月分の児童扶養手当を受給する <u>給付対象者（児童を扶養している方）</u> に対し、 <u>1世帯5万円</u>	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276
	ひとり親世帯への臨時特別給付金	児童扶養手当受給世帯等に対し、 <u>5万円（第2子以降3万円加算）</u> を支給、大幅に収入が減少した世帯には、 <u>さらに5万円を加算</u>	
休業中に賃金（休業手当）の支払いを受けられなかった方	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に休業支援金として、 <u>休業前の平均賃金の80%（1日当たり支給額上限11,000円）</u> を支給	小田原労働基準監督署 0465-22-7151
業務や通勤などで発症	労災保険の休業補償	業務または通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合には、 <u>平均賃金の80%</u> を補償	【国民健康保険】 小田原市 保険課 0465-33-1845 【後期高齢者医療制度】 神奈川県後期高齢者医療広域連合 0570-001120
収入減で家賃が払えない	住居確保給付金の支給 （対象範囲拡大）	【対 象】休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方 【給付額】家賃相当額（上限あり）	小田原市 生活支援課 0465-33-1892
収入減で学業の継続が難しい	学生支援緊急給付金	【対 象】家庭から自立した学生等で、アルバイト収入の大幅な減少等により、修学の継続が困難になっている方 【給付額】 <u>学生1人あたり10万円</u> <u>住民税非課税世帯の場合は20万円</u>	在学している学校

【小田原市民向け】新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策（まとめ）（令和2年9月15日現在）

貸付

休業・失業等で生活資金が不足 生活福祉資金の貸付	新型コロナウイルス 特例貸付	<b>緊急小口資金</b> 一時的な資金が必要な方 (主に休業された方等向け)	無利子・保証人不要 貸付上限額： <b>最大20万円</b> 据置期間：貸付日から1年以内 返済期限：据置期間経過後2年以内	小田原市社会福祉協議会 0465-35-4000 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談 コールセンター 0120-46-1999
		<b>総合支援資金（生活支援費）</b> 生活の立て直しが必要な方 (主に失業された方等向け)	無利子・保証人不要 貸付上限額： <b>(複数世帯)月20万円以内、(単身)月15万円以内</b> 貸付期間：原則3か月以内、据置期間：貸付日から1年以内 返済期限：据置期間経過後10年以内	

猶予

市税が納められない	市税の徴収猶予	新型コロナウイルスの影響により市税の納付が困難となった方は、申請により徴収の猶予を受けられる場合があります。	小田原市 市税総務課 0465-33-1345
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料が納められない	保険料の減免・徴収猶予	新型コロナウイルスの影響により保険料の納付が困難となった方は、申請により保険料の減免または徴収の猶予を受けられる場合があります。	小田原市 【国民健康保険】 保険課 0465-33-1834 【後期高齢者医療制度】 保険課 0465-33-1843 【介護保険】 高齢介護課 0465-33-1840
国民年金保険料が納められない	国民年金保険料の免除・猶予	一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合に、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。	小田原市 保険課 0465-33-1867
水道料金等が払えない	水道料金・下水道使用料の支払い猶予	一時的に水道料金・下水道使用料の支払いが困難な方に対し、申し出により、 <b>最大4か月</b> の支払いを猶予します。	小田原市 水道局料金センター 0465-41-1211 神奈川県営水道をご利用されている場合 平塚水道営業所 0463-22-2711